	事 件 等		報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
法律	1 法律相談		市民法律相談料	30分ごとに5000円	
相			事業に関する 法律相談料	30分ごとに5000円以上2万5000円以下	
談等	2 書面による鑑定		鑑定料	複雑・特殊でないときは20万円	
-				事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合8% 300万円を超え3000万円以下の場合5%+9万円 3000万円を超え3億円以下の場合3%+69万円 3億円以上の場合2%+369万円 ※事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※着手金の最低額は10万円	特に定めのない限り、着手金は事件 等の対象の経済的利益の額を、報酬 金は委任事務処理により確保した経 済的利益の額をそれぞれ基準として 算定する。 算定可能な場合の算定基準 イ 金銭債権 債権総額 (利益及び遅 近 損害金を含む)
			報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合16% 300万円を超え3000万円以下の場合10%+18万円 3000万円を超え3億円以下の場合6%+138万円 3億円以上の場合4%+738万円 ※事件の内容により,30%の範囲内で増減額することができる。	四
	2 調停及び示談交渉事	2 調停及び示談交渉事件 着手金報酬金		1に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ※示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1又は5の額の2分の1 ※着手金の最低額は10万円	へ 占有権・地上権・永小作権・賃 借権及び使用借権 対象たる物の時 価の2分の1の額。ただし、権利の時 価がその時価を超えるときは、権利 の時価相当額 ト 建物についての所有権に関する
	3 契約締結交渉 幸 4 督促手続事件		着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合2% 300万円を超え3000万円以下の場合1%+3万円 3000万円を超え3億円以下の場合0.5%+18万円 3億円以上の場合0.3%+78万円 ※事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※着手金の最低額は10万円	事件 建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1を加算 した額 建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件 へにその敷地の時価の3分 の1の額を加算した額 サ地役権 承役地の時価の2分の1の額 り 担保権 被担保債権額。ただし,
民			報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合4% 300万円を超え3000万円以下の場合2%+6万円 3000万円を超え3億円以下の場合1%+36万円 3億円以上の場合0.6%+156万円 ※事件の内容により,30%の範囲内で増減額することができる。	担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の 時価相当額 ヌ 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記 手続請求事件ホ、へ、チ及びリに準じた額 ル 許害行為取消請求事件 取消請求 債権額。ただし、取り消される法律
事			着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合2% 300万円を超え3000万円以下の場合1%+3万円 3000万円を超え3億円以下の場合0.5%+18万円 3億円以上の場合0.3%+78万円 ※事件の内容により,30%の範囲内で増減額することができる。 ※訴訟に移行したときの着手金は,1又は5の額と上記の額の差額とする。	行為の目的の価 額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額 男 共有物分割請求事件 対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象とな る財産の範囲又に持分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は持分の額 見 遺産分割請求事件 対象となる材
件			報酬金	※着手金の最低額は5万円 1又は5の額の2分の1 ※報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求ができる。	続分の時価相当額。ただし 分割の 対象となる財産 の範囲又は相続分 についての争いのない部分について は、相続分の時価の3分の1の額
	着手金 5手形·小切手訴訟事件 報酬金		着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合4% 300万円を超え3000万円以下の場合2.5%+4.5万円 3000万円を超え3億円以下の場合1.5%+34.5万円 3億円以上の場合1%+184.5万円 ※事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※着手金の最低額は5万円	カ 遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額 ヨ 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。ただし、執行対象 物件の時価が債権額に達しないとき は、執行対象物件の時価相当額(担 保権設定、仮差押等の負担があると きは、その負担を斟酌した時価相当 額)
			報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合8% 300万円を超え3000万円以下の場合5%+9万円 3000万円を超え3億円以下の場合3%+69万円 3億円以上の場合2%+369万円 ※事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。	算定不能な場合の算定基準 800万円とする。ただし、事件等の 難易・軽重・手数の繁簡及び依頼者 の受ける利益等を考慮して増減額す ることができる。 ※経済的利益の額と紛争の実態又は 依頼者の受ける額とに齟齬があると きは増減額しなければならない。
	6 離婚事件	調停事件交渉事件		それぞれ20万円以上50万円以下 ※離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。	
		訴訟事件	着手金 報酬金	それぞれ30万円以上60万円以下 ※離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。	
			着手金報酬金	※財産分与、慰謝科等の請求は、上記とは別に、1又は2による。 それぞれ30万円以上60万円以下 ※1の額が上記の額より上回るときは、1による。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。	※境界に関する事件とは、境界確定 訴訟、境界確定を含む所有権に関す る訴訟その他をいう。 ※調停及び示談交渉事件の場合は、 左の額を、それぞれ3分の2に減額す ることができる。 ※示談交渉から調停、示談交渉又は 調停から訴訟その他の事件を受注す るときの着手金は、左の額又は1の 額の2分の1

		事件等	報酬の種類		弁	護士報酬の額		備考
			着手金		権の額が5000万円以下の: 円以上50万円以下	※調停事件・示談交渉事件は左に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ※示談交渉から調停、示談交渉又は		
		者 +金		上記の	権の額が5000万円を超え の額に5000万円を超える	派小駅交換から調停, 小駅交換火は 調停から訴訟その他の事件を受任す るときの着手金は, 左の着手金の額 の2分の1		
	O /#+ HW			申立人	申立の認容	借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。		
	01日地	非訟事件		の場合	相手方の介入権認容	として、1による。	の1を経済的利益の額 を経済的利益の額とし 経済的利益の額とし 育的利益の額として,	
			報酬金	相手方	申立の却下又は介入権の認容	て、1による。		
				の場合	賃料の増額の認容 財産上の給付の認容	て,1による。 財産上の給付額を経済		-
			着手金	1の着 とき <i>i</i>	 手金の額の2分の1。審異 は、1の着手金の額の3分		※本案事件と併せて 受任したときでも本 案事件とは別に受け	
	o 促く	-			※着手金の最低額は10万円 事件が重大又は複雑なときは、1の報酬金の額の4		ることができる。	
	9 保全命令申立事件等		報酬金	審尋2 3分の 本案の	新門が重人人は複雑などとは、1の報酬金の額の 分の1 審尋又は口頭弁論を経たときは、1の報酬金の額の 3分の1 本案の目的を達したときは、1の報酬金に準じて受けることができる。			
	10	民事執行事件	着手金	※本案事件と付 受任したときて ※本案事件と付 受任したときて		※本案事件と併せて 受任したときでも本 案事件とけ別に受け		
民	民事執	比事執行事件	報酬金	案事件とは別に受けることができる。この報酬金の額の4分の1 の場合の着手金は、1の30~01を開始しています。				
	行 事 件 執行停止事件	執行停止事件	着手金	1の着手金の2分の1 1の3分の1を限 する。 ※着手金の最低				
事			報酬金	事件が重大又は複雑なときは,1の報酬金の額の4 5万円 分の1 ※保全			※保全事件の弁護士	
	11 破産・和議・会社整理・特別 清算・会社更生の申立事件		着手金	に応い (1)事 (2)非 (3)自 (4)事 (5)非 (6)会 (7)特	金、資産、負債額、関係 近、それぞれ次に掲げる 業者の自己破産50万円以 三破産以外の破産50万円 己破産以外の破産50万円 業者の和議100万円以上 事業者の和議30万円以上 ・社整理100万円以上 別清算100万円以上 社更生20Q万円以上	額 以上 3以上 3以上	※除主事件の升護工 報酬は着手金に含ま れる。	
			111111111111111111111111111111111111111	額, 西 企業組 ただし	ずる(この場合の経済的 記当資産,免除債権額, 継続による利益等を考慮 し前記(1)(2)の自己破産 を受けたときに限る。	延払いによる利益, して算定する)。		
			着手金	資本金、資産,負債額、関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に 掲げる額 (1)事業者の任意整理50万円以上 (2)非事業者の任意整理20万円以上				
	12 任意整理事件(11の各事件に 該当しない債務整理事件) 報酬金		(1) 弁(に) 500万 500万 1000 7 5000 7 1000 7 5000 7 1億 事(2) 依 5000 7 1億 事(4) 本事(4)	イ事件が清算により終了したとき (1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源 に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価格。以 500万円以下の場合15% 500万円を超え1000万円以下の場合10%+25万円 1000万円を超え5000万円以下の場合6%+45万円 5000万円を超え1億円以下の場合6%+145万円 1億円以上の場合5%+245万円 (2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた1 5000万円以下の場合3% 5000万円以下の場合3% 5000万円と超え1億円以下の場合2%+50万円 1億円以上の場合1%+150万円 ロ事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等にきは、11の報酬に準ずる。 ハ事件の処理について裁判上の手続を要したことは、イか、相応の報酬金を受けることができる。		ま。以下同じ)につき けた配当原資額につき 等により終了したと ま、イロに定めるほ		
	13 行政上の審査請求・異議申 立・再審査請求その他の不服申		着手金	1の着	手金の額の3分の2の額		※審尋又は口頭審理 等を経たときは, 1 に準ずる。	
	立事件		報酬金	1の報酬金の額の2分の1の額				

事	4件等(手数料の項目)		分類	弁護士報酬(手数料)の額	備考
判	1 証拠保全(本案事件を併せて 受任したときでも本案事件の着	基本		20万円に民事事件の1により算定された額の 10%を加算した額	
	手金と別に受けることができ る)	特に複雑又	は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	2 即決和解(本手数料を受けた ときは、契約書その他の文書を 作成しても、その手数料を別に 請求することができない)	示談交渉を	要しない場合	経済的な利益の額が 300万円以下の場合10万円 300万円を超え3000万円以下の場合1%+7万円 3000万円を超え3億円以下の場合0.5%+22万円 3億円以上の場合0.3%+82万円	
上の手	max y a c c n c c r x v y	示談交渉を	要する場合	示談交渉事件として,民事事件の2,6ないし 8による。	
数料	3 公示催告			2の示談交渉を要しない場合と同類	
4"1	4 周立政田市	基本		10万円	
	4 倒産整理事件の債権届出	特に複雑又	は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
	5 簡易な家事審判(家事審判法 第9条第1項甲類に属する家事審 判事件で事案簡明なもの)			15万円	
	1 法律関係調査(事実関係調査	基本		10万円	
	を含む)	特に複雑又	は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
			経済的利益の額が1,000万円未満の もの	10万円	
		定型	経済的利益の額が1,000万円以上1億 円未満のもの	30万円	
			経済的利益の額が1億円以上のもの	30万円以上	
	2 契約書類及びこれに準ずる書 類の作成	非定型	基本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合10万円 300万円を超え3000万円以下の場合1%+7万円 3000万円を超え3億円以下の場合0.3%+28万円 3億円以上の場合0.1%+88万円	
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
		公正証書に	する場合	上記の手数料に3万円を加算する。	
裁	3 内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	3万円	
判外			特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
の手数		弁護士名の妻子を	基本	5万円	
数料		の表示あ 特に複雑又は特殊な事情がある		弁護士と依頼者の協議により定める額	
		定型		20万円	
	4 遺言書作成	非定型	基本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合20万円 300万円を超え3000万円以下の場合1%+17万円 3000万円を超え3億円以下の場合0.3%+38万円 3億円以上の場合0.1%+98万円	
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
		公正証書に	する場合	上記の手数料に3万円を加算する。	
	5 遺言執行	基本		経済的な利益の額が 300万円以下の場合30万円 300万円を超え3000万円以下の場合2%+24万円 3000万円を超え3億円以下の場合1%+54万円 3億円以上の場合0.5%+204万円	
	· 25 다 하시 1	特に複雑又	は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者の協議により定める額	
		遺言執行に	裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続きに要する弁護士報酬を請求できる。	

報酬基準簡易一覧神田法律事務所

事	4件等(手数料の項目)	分 類	弁護士報酬(手数料)の額	備考
	6 会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清 算	資本額若しくは総資産額のうち高い額又は増減資額が1000万円以下の場合4% 1000万円を超え2000万円以下の場合3%+10万円 2000万円を超え1億円以下の場合2%+30万円 1億円を超え2億円以下の場合1%+130万円 2億円を超え20億円以下の場合0.5%+230万円 20億円以上の場合0.3%+630万円	
		申請手続	1件5万円 ただし,事案によっては増減額できる。	
裁 判 外	7 会社設立等以外の登記等	交付手続	登記簿謄抄本,戸籍謄抄本,住民票等の交付 手続は, 1通につき1000円	
の手数	8 株主総会等指導	基本	30万円以上	
数 料	- 11-21-24 378 3	総会準備も指導する場合	50万円以上	
	9 現物出資等証明(商法第173条負 く証明)	第3項等及び有限会社法第12条の2第3項等に基づ	1件30万円 ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査 の難易、繁簡等を考慮して増減額できる。	
	10 簡易な自賠責請求(自動車損害 害賠償請求)	害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損	次により算定された額 給付金額が150万円以下の場合3万円 給付金額が150万円を超える場合給付金額の 2% ただし,損害賠償請求権の存否又はその額に 争いがある場合には増減額できる。	

報酬基準簡易一覧表 神田法律事務所

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額		備考		
	1 起訴前及び起訴後(第一審及 び上訴審をいう。以下同じ)の 事案明白な刑事事件	着手金	30万円		※事案明白な事件とは、特段の事件の 複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想され ず、委任事務処理に特段の労力とは時間を要しないと見込まれる事件であっ て、起訴前については事実関係に争い		
		報酬金	起訴前	不起訴	20万円以上40万円以下	がない情状事件、起訴後については公 判開廷数が2ないし3回程度と見込まれ 情状事件(上告事件を除く)をいう。 ※同一弁護士が起訴前に受任した事件 を起訴後も引き続き受任するときは1の 着手金を受けることができる。ただし 事案明白な事件については、起訴前の 事件の着手金の2分の1とする。	
				求略式命令	上記の額を超えない額		
			起訴後	刑の執行猶予	20万円以上40万円以下		
				求刑された刑が軽減された 場合	上記の額を超えない額	※同一弁護士が引き続き上訴事件を受 任するときは着手金及び報酬金を減額	
		着手金	30万円以上			することができる。追加して受任する 事件が同種であることにより,追加件 数の割合に比して1件あたりの執務量が	
			起	不起訴	30万円以上	整滅されるときは着手金及び報酬金を 減額することができる。 ※検察官上訴の取下げ又は免訴、公訴	
刑			訴前	求略式命令	30万円以上	棄却, 刑の免除, 破棄差戻若しくは破 棄移送の言い渡しがあったときの報酬	
事事	2 起訴前及び起訴後の1以外の 事件及び再審事件	地 副 仝	起訴後	無罪	50万円以上	-金は,費やした時間執務量を考慮した うえで,1による。	
件		報酬金		刑の執行猶予	50万円以上		
				求刑された刑が軽減された 場合	軽減の程度による相当額		
				検察官上訴が棄却された場合	40万円以上		
	0 T c> 2 L L L L L L L L L L L L L L L L L L	着手金	30万円以上				
	3 再審請求事件	報酬金	50万円	以上	-		
	4 保釈・勾留の執行停止・抗 告・即時抗告・準抗告・特別抗 告・勾留理由開示等の申立て	着手金報酬金		との協議により、被疑事件及び を受けることができる。			
	5 告訴・告発・検察審査の申立	着手金	1件につき10万円以上				
	て・仮釈放・仮出獄・恩赦等の 手続	報酬金	依頼者	との協議により受けることがで			
少年事件	1 家庭裁判所送致前及び送致後 2 抗告・再抗告及び保護処分の 取消	着手金	20万円	以上40万円以下		※家庭裁判所送致以前の受任か否か, 非行事実の争いの有無,少年の環境調整に要する手数の繁簡,身柄付の観護 措置の有無,試験観察の有無等を考慮し,事件の重大性等により,増減額することができる。 ※同一弁護士が引き続き抗告審等を受	
	1 家庭裁判所送致前及び送致後 2 抗告・再抗告及び保護処分の 取消		非行事は不処	実なしに基づく審判不開始又 分	40万円以上	任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。 ※追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。	
			その他		20万円以上40万円以下	※逆送致事件は、刑事事件の1及び2による。ただし、同一弁護士が受任する場合の着手金は、送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額できる。	

報酬の種類	区分	弁護士報酬の額	備考
顧問料	事業者の顧問料	月額5万円以上	
/梅貝口J个Y	非事業者の顧問料	年額6万円(月額5000円)以上	
日当	半日	3万円以上5万円以下	半日(往復2時間を超え4時間まで)
Η Ξ	1日	5万円以上10万円以下	1日(往復4時間を超える場合)

報酬基準簡易一覧表 神田法律事務所

- (注) 1 依頼者との協議により、上の表によらず、弁護士報酬の額を1時間ごとに1万円以上の時間制(日当を含み、実費を含まない)にすることができる。
 - 2 弁護士報酬の支払時期
 - イ着手金 事件又は法律事務 (以下 「事件等」という)の依頼を受けたとき

 - ロ報酬金 事件等の処理が終了したとき ハその他の弁護士報酬 規定に特に定めのあるときはそれに従い、定めがないときは依頼者との協議により定められたとき

3

イ弁護士報酬は1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とする。裁判外の事件等 が裁判上の事件に移行したときは別件とする。

ロ同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

イ弁護士は各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。

口紛争の実態が共通な複数の事件を受任するとき若しくは複数の依頼者から委任事務処理の一部を共通とする同種事件を受任するときは、弁護士報酬を減額 することができる。

ハ1件の事件等を複数の弁護士が受任したときは,各弁護士は、各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき若しくは複数の弁護士によらなければ依頼の 目的を達することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたときには、それぞれの弁護士報酬を請求することができる。

あらかじめ弁護士報酬について十分に説明しなければならない。 イ弁護士は依頼者に.

- 口弁護士は、委任契約書が作成されている場合を除き、依頼者から申し出があるときは、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項を記載 した報酬説明書を交付しなければならない。

6 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別な事情にあるときは、弁護士報酬の支払時期を変更し又は減額若しくは免除できる。

7事件等が特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じたときは、弁護士報酬を増額することが できる。

8 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。ただし、この場合において、着手金及び報酬金の合計額は、民事事件1に より許容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。

イ事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、中途で終了したときは、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、清算する。

10 依頼者が着手金,手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは,あらかじめ依頼者に通知し,事件等に着手せず又はその処理を中止す ることができる

11 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは,依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き 渡さないでおくことができる。 12 この規定に定める基準は,消費税法(昭和63年法108)に基づき弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する金額を含まない。